

春季休業期間中の教育活動等における留意事項 (令和2年3月16日時点)

◇ 標記の休業期間に実施する教育活動等については、クラスター発生のリスクを下げるため、通知に示す3つの原則（換気をする、人の密度を下げる、近距離での会話や発声、高唱を避ける。）を踏まえ、以下の1～2の内容に十分留意して行うこと。

なお、公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定するとともに、活動時間は2時間程度とし、活動終了後は速やかに下校させること。

1 登校時の健康チェック等

○児童生徒等の登校に際しては、十分に健康観察を行うとともに、発熱等の症状がある場合は登校させないこと。

○別添の「けんこうかんさつカード（参考資料）」を活用するなどして、特に発熱等に注意させること。

○担当する教員等は、登校してきた児童生徒等の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも、体調等に変化がないか確認すること。

2 部活動

○活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。

○体育館・柔道場・教室等の活動場所は、密閉空間とならないように、2方向以上の窓を同時に開けるなど、換気を励行すること。また、周辺住民等への配慮から室内での練習が中心となる軽音楽部や吹奏楽部、和太鼓部等の活動については、少なくとも30分から1時間に1度は大きな音の出る活動を休止し、十分に換気を行うこと。

○複数の部が更衣場所等に集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分なスペースを確保するとともに、換気に努めること。また、更衣室の利用時間が短時間となるよう児童生徒等を指導すること。

○屋外や換気の良い環境であっても、例えば、ラグビーのスクラム練習、柔道・レスリング等において相手と一定時間接触するような対人練習などは避けること。

○対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）、合宿、合同練習（日常的にひとつのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても4月7日までは引き続き、禁止とする。